

緊急調整地域の指定の有効期間の延長について

〇〇税務署長 〇〇〇〇

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 92 号)による改正後の附則第 5 条《緊急調整地域の指定等に関する経過措置》第 1 項の規定により、平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間を有効期間とする緊急調整地域の指定は、平成 18 年 8 月 31 日までの間、なおその効力を有することとされたので、下記のとおり公告する。

記

1 緊急調整地域に指定されている区域

〇〇市全域

又は

〇〇市内の〇〇税務署の管轄区域に属する以下の区域

〇〇町全域、〇〇町〇丁目から〇丁目、・・・・

2 延長後の緊急調整地域の指定の有効期間

平成 16 年 9 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日までの間

(注) 平成 15 年 4 月 1 日以降において市町村合併等が行われた場合の表記は、「〇〇市(旧〇〇郡〇〇町)」等とする。

緊急調整地域の指定の有効期間の延長及び平成 17 免許年度  
一般酒類小売業免許の抽選実施日について

1 緊急調整地域の指定の有効期間の延長

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 92 号）による改正後の附則第 5 条《緊急調整地域の指定等に関する経過措置》第 1 項の規定により、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（平成 15 年法律第 34 号）の失効の際現に効力を有する第 3 条《緊急調整地域の指定》第 1 項の規定による緊急調整地域の指定は、平成 18 年 8 月 31 日までの間、なおその効力を有するものとされました。

そのため、平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間を有効期間とする緊急調整地域の指定は、平成 18 年 8 月 31 日までの間、指定の有効期間が延長されることとなります。

なお、緊急調整地域の指定の状況は、別紙「緊急調整地域の指定の状況について」のとおりです。

2 平成 17 免許年度一般酒類小売業免許の抽選実施日

〇〇国税局（所）管内の小売販売地域の平成 17 免許年度（平成 17 年 9 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日までの間）における、一般酒類小売業免許の審査順位決定のための公開抽選は、平成 17 年 10 月〇日に〇〇国税局で一括して実施します。

申請に係る手続、抽選の具体的な実施方法等につきましては、平成 17 年 9 月 1 日に税務署の掲示場等へ掲示します（緊急調整地域に指定されている小売販売地域については、公開抽選は実施しません。）。

なお、平成 17 免許年度における一般酒類小売業免許の抽選対象申請期間は、平成 17 年 9 月 1 日から同月 30 日までの間です。



## 平成17免許年度一般酒類小売業免許の申請状況等について

平成17免許年度(平成17年9月1日から平成18年8月31日まで)における公開抽選の対象となる一般酒類小売業免許申請等の受付は、平成17年9月1日に開始され、同月30日で締め切られました。この間における〇〇国税局(所)管内の小売販売地域別の申請状況等については、以下のとおりです。

なお、「緊急調整地域」欄に「○」を付した地域は、緊急調整地域に指定されている地域です。

〇〇国税局(所)

順号	都道府県	税務署	小売販売地域	申請件数	緊急調整地域	お問い合わせ先

(注)

- 1 小売販売地域名については、簡記している場合があります。
- 2 ご不明な点等がございましたら、申請販売場を所轄する税務署(「お問い合わせ先」欄のとおり)にお問い合わせください。
- 3 一般酒類小売業免許の概要についてお知りになりたい場合には、国税庁ホームページ(URL <http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

別紙様式 4  
第 号  
平成 年 月 日

市区町村長 殿

\_\_\_\_\_税務署長\_\_\_\_\_ 印

### 緊急調整地域の指定の有効期間の延長について

税務行政につきましては、平素から格別の御協力をいただき、深く感謝いたしております。

さて、この度、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部が改正（平成 17 年法律第 92 号）され、改正後の附則第 5 条《緊急調整地域の指定等に関する経過措置》第 1 項の規定により、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（平成 15 年法律第 34 号）の失効の際現に効力を有する第 3 条《緊急調整地域の指定》第 1 項の規定による緊急調整地域の指定は、平成 18 年 8 月 31 日までの間、なおその効力を有することとされました。

そのため、平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間を有効期間とする緊急調整地域の指定は、下記のとおり平成 18 年 8 月 31 日までの間、指定の有効期間が延長されましたので御連絡いたします。

なお、御不明な点等がございましたら、当署（酒税担当）までお問い合わせください。

### 記

1 緊急調整地域に指定されている区域

2 延長後の緊急調整地域の指定の有効期間

平成 16 年 9 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日までの間

酒類小売業者の経営の改善等に関する  
緊急措置法の改正のあらまし

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（以下「緊急措置法」といいます。）が改正され、本年 8 月 10 日から施行されました。主な改正事項は次のとおりです。

緊急調整地域の指定等に関する経過措置

1 緊急調整地域の指定の延長等

平成 16 年 9 月 1 日から平成 17 年 8 月 31 日までの間を指定の有効期間とした緊急調整地域は、平成 18 年 8 月 31 日までその指定の有効期間が延長されることとなりました。

これに伴い、当該緊急調整地域においては、その所轄税務署長は、酒類小売業免許の新たな付与及び他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならないこととなります。

2 公正取引委員会への措置請求等

公正取引委員会への措置請求等についての規定は、平成 18 年 8 月 31 日までの間、なおその効力を有することとされました。

本件についてお分かりにならない点がありましたら、税務署（酒税担当）におたずねください。  
なお、酒類の販売業免許について、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）で情報を提供していますのでご利用ください。